

東京都立調布北高等学校 同窓会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は東京都立調布北高等学校同窓会と称する。
- 第2条 本会は事務所を東京都調布市深大寺北町5-39-1 東京都立調布北高等学校内に置く。
- 第3条 本会は会員および会友で組織し、相互の親睦を厚くし、なお進歩向上を計り、さらに母校との関係を緊密にすることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 同窓会名簿の管理
 2. 母校ならびに生徒会、PTA、PTA・OB会等との連携、協力
 3. 上記の他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員、会友ならびに客員

- 第5条 会員は東京都立調布北高等学校卒業生とする。
- 第6条 会友は東京都立調布北高等学校に在学した者とし、本会理事会の承認を経てその資格を得るものとする。
- 第7条 会員および会友は本会規約および細則を遵守し、本会の発展に努力するものとする。
- 第8条 客員は東京都立調布北高等学校現旧職員とする。

第3章 役員

- 第9条 本会は下記の役員を置く。
1. 幹事 2. 運営委員 3. 理事（会長1名、副会長2名、書記2名、会計2名、その他必要に応じ委員会委員等） 4. 会計監査 2名
- 第10条 幹事は、卒業年期のクラス毎にその互選により男女各1名以上を選任する。ただしその選任がない場合には、会長がこれを指名することができる。
- 第11条 運営委員は同期の幹事の互選により1名以上を決定する。ただしその選任がない場合には、会長がこれを指名することができる。
- 第12条 理事は会員の中から会長が委嘱する。
- 第13条 会長は総会において選出され、本会を代表し会務を処理する。
- 第14条 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはこれに代わる。
- 第15条 会計監査は会計諸帳簿および金品等を監査し、担当会計年度における監査結果を次の総会において報告しなければならない。会計監査は総会において会長選出後、理事以外の者から選出しなければならない。
- 第16条 役員の任期は3年とし再選を妨げない。ただし幹事および運営委員はとくに任期を設けない。辞退者がある場合は幹事会で後任を決定し理事会に報告する。
- 第17条 役員に欠員を生じた場合は改めて選任する。後任役員は前任役員の残任期間とする。
- 第18条 会長は本会のために功労のあった人を顧問または相談役に任命することができる。ただし、運営委員会の承認を得なければならない。

第4章 会議

第19条 本会は下記の会議を設ける。

- 1. 総会
- 2. 運営委員会
- 3. 理事会
- 4. 幹事会

第20条 総会は会員をもって構成され、本会の最高決議機関とする。総会の決議は、会則の変更に関しては出席会員の3分の2以上の同意を必要とし、その他の事項に関しては出席会員の過半数の同意を必要とする。

- 1. 定例総会（年1回）

- 2. 隨時総会（運営委員会の要求または理事会が必要と認めた場合）

第21条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関とし、同窓会に関する全ての事柄を審議決定し次の総会に報告するものとする。

2 運営委員会は運営委員及び理事をもって構成する。運営委員会の決議は、出席している運営委員の数にかかわらず、出席した各期に一票を割り当てるものとし、その過半数をもって決する。

第22条 理事会は本会を総括し全ての会の運営に当たり、その責任を負わなければならぬ。

第23条 運営委員会および理事会は会長が招集する。

第24条 幹事会は期毎にこれを設け、同期の運営委員が主宰し同期生の連絡を緊密にする。

第5章 会計

第25条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第26条 本会の資金は会費、援助金、寄付金、その他の収入をこれにあてる。

第27条 本会の收支予算は運営委員会で決定し、総会に報告しなければならない。

第28条 会員および会友は入会金として金3,000円を納めるものとする。

第6章 付則

第29条 会員、会友ならびに客員中に本会の名誉を汚す行為のあったものは運営委員会の決議によって除名することができる。

第30条 運営上必要な細則は運営委員会において決定する。

第31条 会員および会友は住所氏名等を変更したときは速やかに本会に通知する。

第32条 この規約は、平成20年11月2日より施行する。よって、昭和52年3月8日施行の従前の規約は廃止する。